

平成 29 年 6 月 27 日（火）午前 9 時から和木町役場議事堂において、第 3 回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員（10 名）

1 番	嘉 屋 富 公	
2 番	上 田 丈 二	
3 番	中 村 充 子	
5 番	灰 岡 裕 美	
6 番	村 田 良 子	
7 番	上 岡 富 士 夫	
8 番	森 脇 明 美	
9 番	中 磯 利 博	
10 番	兼 本 信 昌	副議長
11 番	西 村 榮 弘	議 長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	河 内 洋 二	
企画総務課長	田 中 雅 彦	
税 務 課 長	吉 岡 司	
住民サービス課長	村 岡 辰 浩	
都市建設課長	末 岡 靖 士	
保健福祉課長	森 本 康 正	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	渡 邊 良 平	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	田 中 敬 子
書 記	山 本 悦 史

開 議	会 長	9 時 00 分 携帯電話お持ちの方は、電源をオフにするか、あるいはまた適切な処置を、お願いをいたします。 2 点目、ご覧のようにたくさんの方がお見えになっております。NHK さん、T Y S さん、K R Y さん、Y A B さん、4 社及び中国新聞、日刊いわくに、朝日、読売、山口、毎日、7 社の皆さんがお見えになっておりますが、議場のカメラ撮影並びにその他の件についての許可願いがございますので、これについては許可をいたします。
議	長	あらためましておはようございます。 ただいまから本日の会議を開きます。
議	長	本日の議事日程は、お手元に配布をしてあるとおりでございます。
議	長	日程第 1 議案第 28 号 平成 29 年度和木町一般会計補正予算（第 2 号） これを議題といたします。 本案に対する討論を許します。討論はありますか。 （「なし」の声あり。）
議	長	討論がないようですので本案に対する討論を終結し、採決に入ります。 議案第 28 号 平成 29 年度和木町一般会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。

議	長	したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 2 議案第 29 号 和木町営住宅条例の一部を改正する条例について これを議題といたします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議	長	討論がないようですので本案に対する討論を終結し、採決に入ります。 議案第 29 号 和木町営住宅条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 3 議案第 30 号 和木町防災行政無線デジタル化整備の請負契約の締結について これを議題といたします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。 議案第 30 号 和木町防災行政無線デジタル化整備の請負契約の締結について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第 30 号は原案のとおり可決をされました。

議 長 日程第 4 議案第 31 号 和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の締結について
これを議題といたします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 討論がないようですので本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議案第 31 号 和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の締結について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第 31 号は原案のとおり可決をされました。

議 長 日程第 5 発議第 2 号 空母艦載機移駐計画に対する意見書（案）について
これを議題とします。提出者の説明を求めます。
中礪利博君。

中 礪 議 員 発議第 2 号 空母艦載機移駐計画に関する意見書（案）について、森脇議員、上岡議員、村田議員、灰岡議員、中村議員、

平成 29 年第 3 回（6 月）定例会
嘉屋議員を賛成者として、別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出をいたします。

以下、意見書案を読み上げ、提案理由とさせていただきます。

空母艦載機移駐計画に対する意見書（案）

平成 17 年に明らかにされた空母艦載機部隊の厚木基地から岩国基地への移駐計画について、本議会は、基地機能の拡大・強化や NLP の実施につながる懸念があることから、これらを行わないように国に強く要望し、その後我々議会、行政、地域住民は 10 年以上にわたり苦慮してきたところである。

こうした中、本年 1 月 20 日に国から、空母艦載機部隊の具体的な移駐時期や機種・機数等が示され、県とも連携し「基地機能の拡大・強化」については、判断基準に照らし「騒音や安全性等の面で基地周辺住民の生活環境は悪化するとは言えないことから基地機能の拡大・強化にはあたらない」また「NLP」についても「恒常的な訓練施設は鹿児島県馬毛島を候補地として検討を進めており、施設が特定されるまでの間、引き続き硫黄島で実施する」ことを確認するなど、改めて一定の整理がなされた。

また、かねてから国に要望し、移駐計画を受け入れる上での重要な判断材料としていた騒音対策等の安心・安全対策や地域振興策について、先般、市町への再編交付金が終了する 34 年度以降も、交付金制度が継続・実施されることが確約されたことに加え、県への交付金である再編関連特別地域整備事業費については増額延長を前向きに検討されるとされており、基地周辺自治体における事業への使途拡大も見込まれることから、総合的に判断すれば支援措置は拡充されるものと評価できる。

このことから、本町議会としては、アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、今後とも日米安保体制の一翼を担うという自負とともに、抑止力強化と沖縄をはじめとする地元負担軽減という米軍再編の目的を理解し安全保障政策に協力するとともに、住民の不安解消につながる安心・安全対

平成 29 年第 3 回（6 月）定例会
策と基地負担に見合う地域振興策について、国に対し質すべき
ことは質し、求めるべきことは求めるという、基地問題に対す
る基本的な姿勢を堅持したうえで、空母艦載機の移駐計画につ
いて一定の理解を示すものである。

一方で、移駐計画が実施されれば、岩国基地は配備される機
数が極東最大級となり、航空機による騒音被害や米兵犯罪に対
する住民の不安感、多数の米軍人等の増加により生じる地元自
治体の新たな財政需要等を鑑みれば、著しい負担増が生じるこ
とになる。国におかれては、引き続き目に見える形で十分な負
担軽減策を講じるなどの対応が望まれることから、下記の事項
について強く要望する。

- 1、新たな部隊の移駐により、航空機騒音や安全性等の面で
基地周辺住民の生活環境が現状より悪化することは容認
できないこと。
- 2、NLP など、激しい騒音被害をもたらす離着陸訓練の実
施は容認できないこと。
- 3、基地を抱え続ける、地元の実情を踏まえ、国の責任によ
り、住民の不安解消を図るための安心・安全対策や、基地
の存在そのものの負担と我が国の平和と安全への貢献に
見合う特段の地域振興策に配慮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたし
ます。

慎重審議の上、採択されますようお願いを申しあげ

提出者 中礪利博

議

長

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 9 時 10 分

再 開 9 時 1 5 分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長 これより質疑に入ります。
本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。

議 長 上田丈二君

上 田 議 員 空母艦載移駐に関する意見書に対して 3 点ほど質問させていただきます。

順を追って質問させていただきます。

まず、最初の質問になりますけれども、判断基準に照らし騒音や安全性等の面で、基地周辺住民の生活環境は悪化するとはいえないことから基地機能の拡大強化にあたらないと言われていますが、この判断基準は为什么呢、説明をお願いいたします。

議 長 中礪君。

中 礪 議 員 ただ今の基地機能の拡大強化にあたらない判断基準はというご質問でございますけど、先の一般質問でも上田議員は質問されておりましたけども、本町においての艦載機移駐後の予想コンターでは、75Wのうるささ指数の地域は、和木6丁目の工場地帯でありますし、70Wのうるささ指数の地域は住宅地に掛かるか掛からないかというような予想コンターになっておりますので、そういった意味においてはですね、和木町民の騒音に関する生活環境の悪化は見られないという判断基準のもとに判断をしているという事でございます。

議 長

上田丈二君。

上 田 議 員

続いての質問をさせていただきます。

基地問題に対する基本的な姿勢を堅持した上で、空母艦載機移駐計画について一定の理解を示すものであると言われておりますが、基地問題に関する基本的姿勢とは具体的に基地問題と基本姿勢について説明をお願いいたします。

議 長

中礪君。

中 礪 議 員

基地問題と基本姿勢ということでよろしいでしょうか。

基地問題に関しましては、特にやっぱり騒音の問題が一番懸念されているということでございますけども、先に防衛省の説明の折にですね、議会からもしそういった懸念があるということであれば、運用が安定した後に騒音調査等の実施を検討し適切に処置をするというような回答もいただいておりますし、その他の事柄については、本議会は先ほども申し上げましたけど、質すべきことは質し、求めるべきことは求めるという町民目線に立った対応をしていくということでございます。

議 長

上田丈二君。

上 田 議 員

3 点目について伺います。

意見書で 3 つの要望を出されておりますが、艦載機移駐後に容認できない事が起こる可能性は考慮されたのでしょうか。また起きた場合に町民や国に対して対応はどのようにされるのでしょうか。この 2 点について伺います。

議 長

中礪君。

中 礪 議 員

仮定の話については特に考慮はしておりません。また 3 点の例えば住民の生活がこれ以上悪化をする事は容認できない事、また N L P についても容認できない事については、当然これか

平成 29 年第 3 回（6 月）定例会
らも町議会としては訴えていくということでございます。

議 長 上田丈二君。

上 田 議 員 以上で質問を終わらせていただきます。

議 長 その他ございませんか。
はい上岡君。

上 岡 議 員 いいですか。

議 長 よろしいですね。
その他ございませんか。

（「なし」の声）

議 長 ないようでしたら、本案に対する質疑を終結し討論に入ります。
討論はございませんか。

議 長 上田丈二君。

上 田 議 員 それでは空母艦載機に関する意見書に対する反対討論をさせていただきます。

議案第 2 号空母艦載機移駐に関する意見書について反対の立場で討論を行います。

岩国米軍基地の艦載機移駐を容認し、艦載機の移駐が完了すれば、岩国基地は現在の約 60 機から倍増し、120 機になり極東最大級の米軍基地になります。

さらに、米兵、軍属、家族等 3800 人が移り、岩国基地に所属する米軍関係者は約 1 万人になります。岩国市民の 10 人に一人が米軍関係者になってしまいます。

騒音、事件、事故など岩国市、そして和木町など近隣の住民

の生活に与える影響は必至です。

ですが、岩国市が出している安全、安心に関する要望 43 項目のうち、騒音保障や、日米地位協定の見直しなど重要な項目に対しては達成されておられません。

騒音問題の認識でも、2015 年に山口地裁での岩国爆音訴訟の判決でも分かるように沖合移設後も騒音被害が続いていると理解されており、岩国基地の騒音は違法であると判断されています。

機数が倍増されれば騒音被害が増すのは、当然のことです。更に、米軍関係者が増加すれば、事故や事件が起こる可能性も高くなります。

飛行機事故や車の事故、事件が起こっても地位協定の見直しがされておられませんので公務中とされれば、日本の法律は適用しないのですから、不安が残っているのです。私たちの和木町でも、米兵による犯罪や事故への不安があります。

さらに北朝鮮との情勢が悪化している状況下では、岩国基地が極東最大の基地になることは、北朝鮮から受けるリスクに住民の生命、財産、暮らしの基盤そのものが脅威にさらされる危険性さえあるのです。

以上のことを考慮しても、米軍基地への空母艦載機の移駐を容認することは拒否すべきと考えるのが、町民の代表者である議員として当然だといえるのではないのでしょうか。

この意見書の文中には、艦載機移駐について、理解を示すとなっております。

次いで要望の中では、艦載機移駐後には、騒音被害や、米兵犯罪に対する不安に対し対応を求め要望し悪化することは容認できないとしていますが、移駐後これらのことが起こった場合に議会は責任をおえるのでしょうか。

これに加え住民の不安解消を図るための安心、安全対策の要望と地域振興策の要望を同列で要望しています。これでは、見返りの要望で地域振興策を要求しているように伺えます

和木町民の安全、安心がしっかり保たれる事が第一であり、このことを犠牲にした地域振興策はありえません。和木町の町

平成 29 年第 3 回（6 月）定例会
民の安全、安心また、生命及び財産に危険があるのであれば、
岩国米軍基地への艦載機移駐は認めない。

基地の拡大強化に頼る町行政はやめるべきです。和木町は基
地に頼らない町政を進むべきです。

議員の皆様には、住民の不安を払拭出来ていない事を理解し
て頂き、正しい判断をお願いしたいと思います。

以上を述べて、反対討論といたします。

議 長 他に討論はありませんか。
上岡富士夫君。

上 岡 議 員 それでは空母艦載機移駐計画に関する意見書に賛成の立場
から討論を行います。

先般、政府から示された米海軍の厚木基地から米海兵隊岩国
基地への空母艦載機移駐については、中国による海洋進出や、
北朝鮮によるミサイル開発など、新たな脅威や多様の事態に対
応するため、日米同盟に基づいた緊密かつ協力的な関係を構築
しながら、日本の安全とアジア太平洋地域の平和と安定に向け
た抑止力の向上を図るものであり、国際社会における日本の諸
課題に対処する上で重要な役割を果たすものと考えます。

同時に和木町議会は、岩国市を含む基地周辺自治体と共に、
沖縄の基地負担軽減に対する取り組みについて決議しており、
計画されている空母艦載機移駐は、普天間基地を始めとする沖
縄県における基地負担軽減策として、パッケージで進められて
いる点においても理解を示すものであります。

しかしながら、今回の空母艦載機移駐が実施されると、岩国
基地は嘉手納基地を超え、極東最大の航空機を保有する基地と
なります。

そうした現実を直視し、幅広く住民の理解を得て、米軍再編
を進めていくためには、安心・安全を担保され、かつ地域間の
連携を支える道路整備や日々の暮らしに直結したソフト事業
の拡充など、基地と共に共存共栄をしながら地域の自立的発展
を導くような実情に合わせた地域振興策は、非常に重要になっ

平成 29 年第 3 回（6 月）定例会
てまいります。その意味で、本意見書は、安心・安全対策において生活環境が現状より悪化する事は容認できないこと、また、国に対しては、民生安定化施策の着実な実施と誠意ある対応を求めています。この点は強く共感するものであります。

以上、申し述べた観点から空母艦載機移駐計画に関する意見書への賛成討論といたします。

以上で終わります。

議 長 他に討論はありませんか。

（「なし」の声）

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 発議第 2 号 空母艦載機移駐計画に対する意見書（案）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数。

議 長 したがって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 6 行政視察研修の報告について
民生建設常任委員会委員長の嘉屋富公君

嘉 屋 議 員 第 7 回全国コンパクトタウン議会サミットの報告を行います。

昨年、和木町で開催された全国コンパクトタウン議会サミットが平成 29 年 5 月 18・19 日に宮城県七ヶ浜町で開催され、議員 6 名が参加しました。このサミットは、面積 200 平方キロメートル以下の町の、失礼しました。面積 20 平方キロメートル以下の町の議員が集まり、それぞれの特色を活かした

平成 29 年第 3 回（6 月）定例会
町づくりのため、開催されるものです。今回の開催地である七ヶ浜町は、平成 23 年 3 月 11 日に震度 5 強の地震が発生し、第一波（12.1m）の津波が押し寄せ、避難者 6143 名、死者 111 名の大きな被害を受けた町です。

今回は、甚大な被害を受けた七ヶ浜町の復興に向けた取り組みの発信や震災の伝承を目的とした、防災対策に特化した形でグループディスカッションなどを中心に開催されました。

開会式には宮城県知事 村井嘉浩氏と七ヶ浜町長 寺澤薫氏が出席され基調講演では寺澤町長、自らが経験した、津波災害と復興について講演されました。災害後の食料、水、ガソリン不足と遺体の管理、11 種類のゴミの分別、ガレキだけでも 38 万トン、これは約 67 年分のゴミということです。が出たと多様かつ大きな問題が山積みしていると報告されました。

震災後、世界各国から延べ 8 万人のボランティアが町を訪れ、重機による復旧作業、搜索活動など協力をいただきましたが、最後は全て人力で搜索活動等をされたと聞きました。

午後からは 3 分科会に分かれてグループディスカッションを行い第 1 分科会では「避難所開設から仮設住宅までの課題」とし、

- ・ 避難所管理責任者、指揮命令系統及び本部伝達に問題があった。
- ・ 情報収集に対応する人員に人手が回り、避難所設置準備、運営に携わる職員が人手不足でした。
- ・ 建設場所の環境を把握できず、降雨時、浸水と湿気に悩んだ仮設住宅があった。

第 2 分科会では「ボランティア活動と心のケア」と題し

- ・ ボランティア設置活動は丸投げ状態であった。
- ・ 避難所の運営は自治会ごとに自主的に行うことが望ましい。

第 3 分科会では災害時における議会と議員の課題と題し

- ・ 町の妨げにならないように個人的には動かない。
- ・ 特別委員会を震災後に設置して 16 回の全員協議会を行い、意見をまとめて 82 項目を行政へ提出した。

- ・ 震災の教訓を生かし初動活動を研究し、議会の招集等、自主防災活動に対して話し合いをした等、色々な課題がだされ、実際に経験された方々の意見を聞く事が出来ました。

2 日目は総勢 86 名が 2 班に分かれて、A 班は塩釜神社、七のや、笹山団地・菖蒲田浜を視察して国や県、町が合わせて復興されているのが、とてもわかりました。中で最も心に残ったことは、今回、研修のバスの運転手の声を聞き、本人の家族は災害で家を全て失い水も衣服もない状態が 3 日続いたと生の声を聞き災害時にはせめて 3 日分の飲食物が必要と痛感されました。今回の視察で得た教訓を踏まえて今後の活動に生かしたいと思います。

以上をもって報告を終わります。

議

長

日程第 7 議員派遣について

お手元に配布してありますとおり、会議規則第 126 条の規定により、議員を派遣いたしますので、ご了承願います。

議

長

日程第 8 特定事件の付託について

議会運営委員会においては、和木町議会活性化・議会改革について、また各常任委員会及び公共交通調査特別委員会は、お手元に配布してありますとおり、次の定例会まで引き続き、特定事件の調査研究を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議

長

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会、議会運営委員会及び公共交通調査特別委員会には、次の定例会まで特定事件の調査研究を付託することに、決定をいたしました。

議 長 ここで暫時休憩をいたします。
10 分間。

議 長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。
町長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
米本町長。

米 本 町 長 皆さんおはようございます。
議会最終日の貴重なお時間を頂き、昨日の「空母艦載機移駐について」の和木町議会全員協議会での議員の皆様のご意見を踏まえ、私なりに判断を致しました結果をご報告させていただきます。

この問題は平成 18 年 6 月議会において、古木前町長が「閣議決定が行われ、政府の方針が示されたことから、これを理解する」との発言から 11 年を数え、本年 1 月 20 日に移駐に係る、具体的なスケジュールが示され現在に至っております。

この間和木町でも多額の再編交付金を受けとり、小・中学校の建て替えや蜂ヶ峯総合公園の整備、町民の健康・福祉の向上に活用され、住みよい町づくりを推進して参りました。

私は平成 22 年の「岩国基地問題議員連盟連絡協議会」いわゆる「基地議連」の発足当時、議長に就任をしており、和木町基地議連の会長もしておりました。以後、山口県及び 2 市 2 町の「基地議連」の方々と行動を共にし、一貫して「地域の安全・安心策の徹底」や「地域振興策」、10 年との期限付きでありました「再編交付金の延長・増額」を政府や防衛省・外務省に対し要望して参りました。

とりわけ、当初はすべての事がパッケージに含まれているので、そこだけ変更するわけにはいかないとされていた「岩国基地の自衛隊移転」については、国を動かし、残留が決定。再編交付金の増額を見たことは、多くの方々の力が結集された成果であったと考えます。

その後立場が変わり、町長に就任してからは、県知事をはじ

平成 29 年第 3 回（6 月）定例会
め各市町の市長・町長さんと協力をし、国に対し各種の要望を
より強力に繰り返して来たところです。

その結果、5 月 17 日には各市町に対する回答として岸外務
副大臣・宮澤防衛大臣政務官より「再編交付金の延長・増額」
や「安全・安心対策」については「前向きに検討することを確
約」するとの言葉を頂き、また「再編関連特別地域整備事業」
いわゆる「県交付金」についても、6 月 20 日に大変前向きな
回答を頂いたところでございます。

その中で、5 月 25 日には菅官房長官から、しっかりと考慮
して進めて行く旨の最も力強いお言葉を頂いたことは大変心
強く感じたところでございます。

これまで国へ要望し、先日の一般質問や昨日の議会全員協議
会でも出されました、「日米地位協定」の改定や、騒音やミサ
イルのことなど町民の不安が 100%払拭されてないことも
承知をしておりますが、昨今の国際情勢から国の専管事項であ
ります防衛・外交には協力していかなければならないこと、町
民の福祉を後退させずしっかりと町政を進めて行かなければ
ならないこと、そして基地所在地の岩国市長が艦載機の受入を
表明されたことなどを踏まえ、私は和木町の責任者として「現
实的対応」をすることとし、空母艦載機を受け入れることを容
認することを決断を致しました。

今後は、先日の西村議長の発言にもありましたように、「こ
こからがスタート」と捉え、県や 2 市 2 町、そして議会、基地
議連との連携のもと、そのパワーを結集し、また事象によっ
ては単身ででも、町民の皆さんの不安が少しでも解消されるよう
「安全・安心の確保」や「地域振興」に最大限の努力をして参
る所存でございます。

議員の皆様、町民の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げ
まして以上報告とさせていただきます。

議

長

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は
すべて終了いたしました。

議

長

おはかりします。

これで平成 29 年第 3 回和木町議会定例会を閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議

長

異議なしと認めます。

これをもちまして、平成 29 年第 3 回和木町議会定例会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 9 時 5 4 分